

平成22年度事業報告

特定非営利活動法人

香川ボランティア・NPO ネットワーク

当年度は、前年度までの事業を総括・整理を図り、県域の中間支援組織としての基盤整備をしつつ、四国全体の連携を推進するための条件整備を考えながら事業を行った。

1. サポートセンターの開設

民設民営の中間支援組織として機能させる条件の一つとして、県内数カ所にサポートセンターを設置することを計画し、当年度は、7月、香川県のほぼ中央にあたり、四国内他県からの香川アクセス、岡山県からの香川アクセスにも適地であり、厚生労働省委託の非営利活動支援事業の実施等で、地元の各種組織等との交流・連携が進みつつある坂出市に「NPO サポートセンター四国」を開設した。

また、これまで、トヨタ財団の助成研究、文部科学省委託の社会教育事業を行ってきたことで、地元市民との連携・研究組織「さぬき政策研究会 (Sanuki Policy-Making Laboratory)」を立ち上げ、政策、市民意識および社会資源の調査・研究、政策意見交流会、シンポジウム等を市長の参加も要請しながらすすめてきたさぬき市でも、23年4月開設を目指して「さぬき NPO サポートセンター」の準備を進めた。

2. 緊急人材育成・就職支援基金事業（基金訓練）

当年度、当会の資源を最大に投下したのは、緊急人材育成・就職支援基金事業（基金訓練）である。基金訓練は雇用保険を受給できない離職者（受給を終了した方を含む）に対して、専修・各種学校、教育訓練企業、NPO 法人、社会福祉法人、事業主などが、中央職業能力開発協会（以下「中央協会」とする）により訓練実施計画の認定を受けて行う職業訓練（無料）である。

基金訓練については、就労につなげるための様々なコース設定が可能であるが、当年度は、当会の保有する資源、これまで蓄積してきた人的ネットワーク等を最大限に活用できる、社会的事業コースの実施を申請し、坂出市および高松市において、2つの訓練コースを実施および次年度へ継続して実施中である。

坂出市においては、開設間もない「NPO サポートセンター四国」を訓練場所とし、7月から翌3月まで、12名の訓練生を受け入れて実施し、NPO 法人設立1件、NPO 法人就労3名、社会的事業者への就労4名、一般企業就労1名の実績となった。

高松市においては、「ソーシャルビジネススクール高松」を訓練場所とし、2月開講、同じく12名の訓練生を受け入れて訓練実施中であり、11月に修了する。

3. 相談支援事業

当会設立以来実施している、団体設立・運営、事業実施等に係る相談支援事業については、引き続き継続実施したが、ここ数年目立ってきていた、生活及び就労に関する相談に対応する必要を感じ、坂出市の「NPO サポートセンター四国」内に「はばたき事業部」を開設し、相談支援の強化を図った。1月から専任の窓口担当者を配置し、電話相談、面接相談に応じている。支援強化のための「基金」を創設したが、拡充については今後の課題となっている。

4. 調査研究事業

さぬき市において継続的に実施している、「住民自治および地域政府確立のための調査研究」について、4月から6月にかけて、さぬき市および市内各自治会の協力を得て、さぬき市の全戸を対象に、市長及び市役所組織ないし職員の意識と住民の意識に関する一致ないし乖離、政策の形成と周知、政策の評価等を把握する目的で、「さぬき市総合計画」実施における各施策に関する調査を行った。

数か月をかけての、試行錯誤しながらの調査結果集計をもとに、地元市民との連携・研究組織「さぬき政策研究会 (Sanuki Policy-Making Laboratory)」での議論を重ねつつ、これまでも共同研究、意見交換等を行ってきた研究者からの意見・指摘を入れながら、3月にさぬき市長出席のもと、市民シンポジウムを開催して、成果を発表した。

この調査研究については、まだ最終報告となっていないので、次年度も引き続き議論を重ねた上で、市長への提言をまとめる予定である。

5. 社員総会及び理事会その他の役員会の開催状況

1 社員総会

開催日時： 2010年6月27日 (日) 19:00～20:30

出席状況： 出席社員13名 (うち委任状6名)

審議及び議決内容

- | | |
|----------------|---------|
| 1) 2009年度事業報告 | 賛成多数で承認 |
| 2) 2009年度収支報告 | 賛成多数で承認 |
| 3) 2010年度事業計画案 | 賛成多数で承認 |
| 4) 2010年度収支計画案 | 賛成多数で承認 |

2 理事会

第1回理事会

開催日時： 2010年7月7日 (水) 19:00～20:40

出席状況： 理事5名 大林、大山、岡、合田、福家

議題： 事業の実施状況と計画修正 承認

第2回理事会

開催日時： 2010年10月22日 (金) 19:00～21:00

出席状況： 理事5名 大林、大山、岡、合田、福家

議題： 中間報告 (事業状況、収支状況) 承認

第3回理事会

開催日時： 2011年3月1日 (火) 18:00～21:00

出席状況： 理事6名 大林、大山、岡、奥谷 (委任状)、合田、福家

議題： 次年度計画 (事業、収支、委託・補助・助成の申請) 承認

2010年度特定非営利活動に係る事業会計財産目録
2011年3月31日現在

特定非営利活動法人香川ボランティア・NPOネットワーク

科目・摘要		金額(単位:円)		
I 資産の部				
1	流動資産			
	現金預金		5,043,600	
	現金	46,895		
	普通預金 百十四銀行	22,155		
	普通預金 四国労働金庫	173,068		
	普通預金 高松信用金庫	1,482		
	未収金			
	中央職業能力開発協会	4,800,000		
	流動資産合計			5,043,600
2	固定資産			
	什器		3,611,750	
	会議デスク(30)	2,540,000		
	スチール書庫(5)	593,750		
	会議室セット	478,000		
	OA機器		1,907,370	
	複合機(2)	1,188,100		
	プロジェクター(2)	215,970		
	PC(8)	503,300		
	差し入れ敷金		620,000	
	固定資産合計			6,139,120
	資産合計			11,182,720
II 負債の部				
1	流動負債			
	借入金		7,000,000	
		7,000,000		
	預かり金		1,061,589	
	預かり金	1,061,589		
	未払い金		3,200,000	
	基金訓練委託費	3,200,000		
	流動負債合計			11,261,589
2	固定負債			
	固定負債合計			0
	負債合計			11,261,589
	正味財産			-78,869

2010年度特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

2011年3月31日現在

特定非営利活動法人香川ボランティア・NPOネットワーク

科目・摘要		金額(単位:円)		
I 資産の部				
1 流動資産				
	現金預金		5,043,600	
	現金	46,895		
	百十四銀行預金	22,155		
	労働金庫預金	173,068		
	高松信用金庫	1,482		
	未収金			
	中央職業能力開発協会	4,800,000		
	流動資産合計			5,043,600
2 固定資産				
	什器		3,611,750	
	OA機器		1,907,370	
	差し入れ敷金		620,000	
	固定資産合計			6,139,120
	資産合計			11,182,720
II 負債の部				
1 流動負債				
	借入金		7,000,000	
	理事預かり金		1,061,589	
	未払い金(基金訓練委託費)		3,200,000	
	流動負債合計			11,261,589
2 固定負債				
	固定負債合計			0
	負債合計			11,261,589
III 正味財産の部				
	前期繰越正味財産			-1,506,909
	当期正味財産増減			1,428,040
	正味財産合計			-78,869
	負債及び正味財産合計			11,182,720

2010年度特定非営利活動に係る収支決算

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

特定非営利活動法人
香川ボランティア・NPOネットワーク

(単位:円)

経常収入の部						
事業収入				26,440,876		
	基金訓練事業				25,825,916	
	調査研究事業				614,960	
会費収入				63,000		
利息・配当収入				66		
雑収入				622		
経常収入の部計					26,504,564	
経常支出の部						
事業支出				21,626,263		
	基金訓練事業費				18,828,360	
		事業企画費				2,000,000
		運営委託費				8,800,000
		人件費				2,509,240
		備品費				5,519,120
	相談事業費			1,922,083		
		人件費				1,761,600
		交通費				21,040
		通信費				38,943
		資料費				100,500
	調査研究事業費			875,820		
		人件費				565,000
		交通費				49,020
		賃借料				45,000
		印刷費				216,800
管理支出				7,955,137		
	人件費				1,920,000	
	地代・家賃				1,880,000	
	差し入れ敷金				620,000	
	通信運搬費				98,408	
	交通費				490,480	
	印刷製本費				8,420	
	消耗品費				509,686	
	事務用品費				152,062	
	賃借料				511,040	
	備品費				458,280	
	広告宣伝費				10,000	
	資料費				256,900	
	雑費				292,795	
	支払手数料				38,281	
	減価償却費				610,475	
	租税公課				33,310	
	保険料				65,000	
経常支出の部計					29,581,400	
経常収支差額					-3,076,836	
経常外収支						
経常外収入						
	借入金			7,000,000		
経常外収入計					7,000,000	
経常外支出						
	理事預り金返済			500,000		
	借入金返済			3,234,244		
経常外支出計					3,734,244	
経常外収支差額					3,265,756	
当期収支差額					188,920	
前期繰越収支差額					54,680	
次期繰越収支差額					243,600	
当期正味財産増減額					1,428,040	
前期繰越正味財産額					-1,506,909	
当期正味財産合計					-78,869	

前事業年度の役員名簿

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

特定非営利活動法人香川ボランティア・NPO ネットワーク

役名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事 (会長)	合田 和稔	三豊市山本町3736番地7	平成22年4月1日 ～ 平成23年3月31日	なし
理事 (副会長)	石井 亨	小豆郡土庄町豊島唐櫃103 2番地1	平成22年4月1日 ～ 平成23年3月31日	なし
理事	大林 説能	高松市宮脇町2丁目26番3 2号	平成22年4月1日 ～ 平成23年3月31日	なし
理事	大山 治彦	善通寺市下吉田町645番地 12	平成22年4月1日 ～ 平成23年3月31日	なし
理事	岡 浩美	綾歌郡綾川町山田上甲222 2番地	平成22年4月1日 ～ 平成23年3月31日	なし
理事	奥谷 啓一	坂出市府中町1073番地3	平成22年4月1日 ～ 平成23年3月31日	なし
理事	福家 明子	高松市伏石町2035番地3	平成22年4月1日 ～ 平成23年3月31日	なし
理事	古川 尚幸	高松市幸町2番地1	平成22年4月1日 ～ 平成23年3月31日	なし
監事	藤阪 芳伸	高松市今里町1丁目14番1 号	平成22年4月1日 ～ 平成23年3月31日	なし

(留意事項)

- 1 法第15条の規定により、特定非営利活動法人には、役員として理事3人以上及び監事1人以上を置かなければなりません。
- 2 法第2条第2項第1号ロの規定により、特定非営利活動法人は、役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下でなければなりません。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。
- 4 前事業年度中に役員であった者全員について記載してください。
- 5 「役名」欄は、理事・監事の別を記載してください。
- 6 「住所又は居所」欄は、住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書により証される住所又は居所を記載してください。
- 7 「報酬を受けた期間」欄は、役員報酬を受けた期間を明記してください。役員報酬を受けていない役員については、「なし」と記載してください。
- 8 この書類は、所轄庁において、一般の閲覧に供されます。

(法第28条、第29条関係様式例)

前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿

平成23年3月31日現在

特定非営利活動法人香川ボランティア・NPOネットワーク

氏名	住所又は居所
井上 憲一郎	高松市番町1丁目3番28号
大林 説能	高松市宮脇町2丁目26番32号
大山 治彦	善通寺市下吉田町645番地12
安藤 忠司	観音寺市粟井町1553番地2
福家 明子	高松市伏石町2035番地3
國方 勲	高松市香川町浅野105番地23
森山 章司	丸亀市飯山町東坂元790番地5
塩崎 恭三	坂出市京町2丁目3番18号
西山 和幸	丸亀市十番丁2番地1
合田 憲二	さぬき市大川町富田中2699番地4

(留意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。
- 2 必ず10人以上の氏名及び住所又は居所の記載が必要です。
- 3 法人又は人格なき社団（任意団体）が社員である場合は、「氏名」欄にその名称と代表者の氏名を記載し、「住所又は居所」欄は、法人にあつては主たる事務所の所在地を、人格なき社団（任意団体）にあつてはその代表者の住所又は居所を記載してください。
- 4 この書類は、所轄庁において、一般の閲覧に供されます。